

お客さま本位の業務運営方針

岡山県共済協同組合（以下「当組合」）は、「お客さまの抱えるリスクを把握し、適切な共済や保険の提供を通して安心・安全な生活や経営の実現に貢献する」ことを組合理念に掲げています。

当組合は、金融庁が策定した【顧客本位の業務運営に関する原則】に基づき、「お客さま本位の業務運営方針（FD 宣言：フィデューシャリデューティ宣言）を策定して、「お客さま第一の業務運営」を適切に推進していくために、「お客さま本位の業務運営方針」を策定・公表し、お客さまへの更なるサービス向上に取り組んでまいります。

【方針 1】お客さまへの重要な情報の提供

*募集に際しては、保険業法に定められている「意向把握義務」「情報提供義務」などを着実にまいります。

*保険商品の内容をご提案する際には、重要な情報を記載した「重要事項説明書」「注意喚起情報」をお渡しして分かりやすくご説明します。

*推奨する保険商品に関しては、選定理由を含め商品内容を分かりやすく説明します。特にご高齢のお客さまには、ご家族のご同席やご同意をお願いし、より丁寧にご説明します。

【方針 2】お客さまに最適な保険商品の提供

*お客さまのご意向や属性に沿えるよう、取扱いしている複数の保険会社、保険商品の中からご提案・ご提供します。（比較推奨販売の遵守）

*お客さまの年齢、資産状況、経験、知識、目的、ご意向を適正に把握しお客さま一人ひとりにふさわしい保険商品のご提供に努めます。

【方針 3】利益相反の適切な対応

*保険契約に際し、お客さまとの利益相反の有無を確認し、利益相反の可能性がある場合は適切に対応します。

*取扱保険会社で同種の商品があり手数料に差異がある場合は、あくまでもお客さまのご意向に沿った商品をご提案します。

【方針 4】職員への適切な動機付けと教育・支援

*職員がお客さま本位で行動することを促進するために、本方針の浸透に向けた職員教育を実施してまいります。

*職員の本方針の浸透度合いを確認するため、内部監査の実施など適切な管理体制を整備していきます。



岡山県共済
岡山県共済協同組合